

民間保育所低年齢児受入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育事業の安定した運営の確保及び特に待機児童の多い低年齢児の受入を推進するため、神戸市が市内に所在する民間保育所に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象は、前年同月に比し、受け入れ児童数が85%未満の保育所とする。

2 補助の対象月は、4月から6月までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金は、別表により算出した額とし、毎年度上半期及び下半期に分けて交付する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保育所の代表者（以下「申請者」という。）は民間保育所低年齢児受入推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付決定し、民間保育所低年齢児受入推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条第1項の通知を受けた申請者は、民間保育所低年齢児受入推進事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助の取消し)

第7条 市長は受給者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他この要綱の規定に違反したとき

(補助金の経理等)

第8条 受給者は補助事業に係る収入及び支出を予算に計上して経理するほか、補助金の支出状況を明らかにした証拠書類を作成し、事業完了後、5年間保管しなければならない。

(調査及び報告)

第9条 市長が必要であると認めたときは受給者に対し、補助金の執行状況等について必要な書類、帳票等を調査し、又は報告を求めることができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は平成10年4月1日から施行する。
- 2 民間保育所運営費特別調整費補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）については廃止する。

附 則

この要綱は平成11年10月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成12年8月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成13年8月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年2月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

別 表

民間保育所低年齢児受入推進事業補助金

1. 補助単価

対象児童1人当たり

21,500円/月

ただし、定員の85%（四捨五入）に欠ける人数分とする。

なお、月途中入退所児童がいる場合においては、該当する入退所児童の保育料の日割計算等において、入所日数が13日以上ある場合は、1人とみなして入所児童数に含める。

2. 保育所が雇用する正規保育士の数が、国の保育士配置基準（保育士定数にフリー1名及び主任保育士専任加算対象1名を含む。）に満たない場合は上記補助単価の1/2の額とする。

3. 施設定員を引き下げた保育所にあつては、その年度に限り補助対象外とする。